

#### 埼玉県報

第 2902 号 平成 29 年(2017 年) 5 月 23 日 火曜日

#### 目 次

#### 規則

- 埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(金融課)
- 埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則(産業人材育成課)

#### 告示

- 自衛官の募集に関する告示(地域政策課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- O さいたま新産業拠点(SKIPシティ)A1街区維持管理業務に関する契約の相手方等の公示(産業技術総合センター)
- 埼玉県産業技術総合センター使用料徴収事務委託 (産業技術総合センター)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 桶川市坂田西特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出(市街地整備課)
- 桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出(市街地整備課)
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定(出納総務課)
- Q 県道さいたま幸手線の供用の開始(杉戸県土整備事務所)
- Q 県道春日部久喜線の供用の開始(杉戸県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)

### 規則

埼玉県中 小企業高度化資金貸付 規則  $\mathcal{O}$ \_ 部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県規則第三十九号

埼玉県中小企業高度化資金貸付 規則  $\mathcal{O}$ \_ 部 を改正 する 規 則

玉県中小企業高度化資金貸付規則 (平成 八年埼玉県規則第三十五号)  $\mathcal{O}$ \_\_

次のように改正する。

第二条第四項中  $\bar{\bigcirc}$ 五. パ セ ン <u>|</u> を  $\bigcirc$ 兀 五. パ セ に 改  $\otimes$ 

号中 定する認定商店街活性化事業計画」 企業等経営強化法」に、 表第四 「第四条第一項の認定を受けた商店街活性化事業計画」 第十二号中 中小 「第十条第二項」 企業の新たな事業活 に改める。 を 「第九 動 条第二項」  $\mathcal{O}$ 促 進に関する法律」 を に改 「第五条第三項に規 め、 同表第十五 を「中小

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 こ の 規則の施行前に貸付け の決定がされた貸付金の 貸付 利率 12 0 て は な お

従前の例による。

### 規則

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県規則第四十号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則 (昭和六十一年埼玉県規則第七号) の一部を次のよ

うに改正する。

号 の に 別表第一第三号中「あ 「限り、 表埼玉県立職業能力開発センターの項中 職域開発科にあ 2 ては、 つては同条第六号に規定する \_ を 「あ 0 ては」 サ に改め、 ピ ス 精神障害者に」 実 「知的障害者に」の下 務 を加 え、 同

を 職 サ 域 F. 開 ス 実 発 務 科 科 十人 六月 年 に改める。

別表第二第二号

の表サー

ビス実務科の

項の

次に次のように加える。

				発職科域開
たこれらに たこれらに たこれらに たこれらに たこれらに たった。 たった。 たった。 たった。 たった。 たった。 たった。 たった	操 O な事 けて必要に 作 機 及 が と に の 自 立 に 高 者			
(4) 清掃基本実習   (2) 実務作業基本実習   (4) 清掃基本実習   (5) 工   (6) 実務作業基本実習   (7) 事務処理基本実習   (8) 日   (9) 実務   (1) 事務処理基本実習   (2) 実務   (3) 日   (4) 事務処理基本実習   (5) 日   (6) 財   (7) 日   (8) 日   (9) 日   (1) 事務処理基本実習   (2) 上   (3) 日   (4) 事務処理基本実習   (5) 日   (6) 日   (7) 日   (8) 日   (9) 日   (1) 事務処理基本実習   (1) 事務処理基本実習   (2) 財   (3) 日   (4) (5)   (5) 日   (6) 日   (7) 日   (8) 日   (9)	- (5) (4) (3) (2) (1) イ 学科 イ 学科 介護 安全衛生 来務			
間 一五九時	七時間		間 五 間 八 五 時	総訓練時 六月 訓練期間
		その他	機械	工の建作他物のそ
		<ul><li>三 教材類</li><li>二 計測器類</li><li>一 器具及び</li></ul>	用機器類 二 情報処理 一 事務用機	二実習場

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

附

則

関する知識にこれらに	医 (5) リー	清掃、介護	OA な事務及び お の の の の の の の の の の の の の	けて必要と 精神障害者	関する知識
	(2) サービス系実習(1) 事務系実習(一科目)	次の科目のうち選択するロ 実技	(2) ビジネスマナー	(1) コミュニケーション概 イ 学科 二 専攻	(7) 安全衛生作業法 (5) 介護基本実習
		間 一 三 五 時		四七時間	

# 埼玉県告示第六百三十三号

自衛隊法施行令 (昭和二十九年政令第百 七 十九号)第百十四条、 第百 七 条及 び

第 百十八条の規定により、 自衛官の 募集に 9 11 て 次の とお り 告示する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一募集種目

自衛官候補生

## 二 応募資格

1 採用予定月  $\mathcal{O}$ \_\_ 日 現在にお 11 て年齢十 八歲以上二十七歲未満  $\mathcal{O}$ 日 本国 籍を有

する者

口 自衛 隊法 (昭 和 三 十 九 年 法律第百六十五号) 第三十八条第 項に規定する欠

格事由に該当しない者

## 二 採用試験の方法

イ 筆記試験(国語、数学、社会及び作文)

口 口述試験

ハ 適性検査

二 身体検査

### 四 募集期間

平成二十九年五月二十三日 (火) から六月十六日 金) まで

## 五 入隊時期(採用予定月)

平成二十 九年八月末から 九月末 不又は平 成三十年三月末か 5 兀 月 上 旬

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

## イ 試験期日

平成二十九年六月二十三日(金)

平成二十九年六月二十四日 (土)

平成二十九年六月二十五日(日)

平成二十九年六月二十六日 (月)

ロ 試験場の位置及び名称

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

## 七 応募者の受付

各市役 各 町 村 ?役場並 び に 自衛隊埼玉 地方協力本部 ( 埼 玉 一県さい たま市浦

区 常盤 兀 目 番十五号浦 和 地方合同庁 舎三階 電話  $\bigcirc$ 兀 八 八三一 六  $\bigcirc$ 兀

三)及び各地域事務所において受け付ける。

へ 各地域事務所の位置及び名称

埼玉 県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地 Μ S 1 ビ

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八一六五一一二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話○四—二九二三—四六九一)

、東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八—四六六—四四三五)

二 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビルニW

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八—五二二—四八五五)

埼玉県秩父市宮側町三番地三

ホ

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四一二二一六一五七)

# 埼玉県告示第六百三十四号

り指定する。 をしなければならない区域(以下 定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特 「形質変更時要届出区域」という。  $\overline{\phantom{a}}$ を次のとお

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知 上 田 清 司

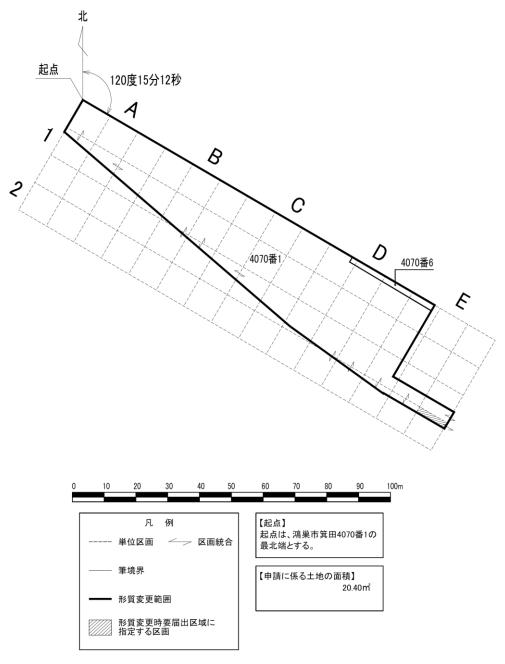
形質変更時要届出区域

別図のとおり(埼玉県鴻巣市箕田字下 町 <u>四</u> 千 七 十番一  $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項 種類

基準に 適合してい ない特定有害物質の

鉛及びその化合物



## 埼玉県告示第六百三十五号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等について、 及び当該届出等を次の 同条第三項に (平成十年法 とお り縦覧 お 律第 1 て準 九 12 供する。 用する同 +号) 法第 第六条第一 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ 1)

平成二十九年五月二十三日

埼 玉 知 事 上 田 清 司

#### 届 出 $\mathcal{O}$ 概 要等

イ 大規模 小売店舗  $\mathcal{O}$ 名称及 び 所在 地

ワ ル ツ  $\widehat{\mathbf{w}}$ Α Τ Z

埼 玉 県所 沢市 日 吉 町 十二番 \_\_ 무

#### 口 変更の 概要

大規 模小売店 舗 を設置する者 の氏名又は名称及び 住所並びに法 人にあ つ て は

. 表者 0 氏名

(変更前) 株式会社そごう • 西 武 代 表 取 締 役

東京 都千代田区二番 町 五. 番 地二十 五

株式会社みずほ 取締 頭取 林 信 秀

東京 都千代田 区大手 町 丁 月五番五

株式会社三井住 友銀 行 代 表取締役 或 部

東京 都千代田区 丸 の内 \_ 目一番二号 外 計 九者

東京 都千代田 区二番 町五 番 地二十五

(変更後)

株式

会社そごう

西

武

代

表

取締役

林

拓二

株式

会社みずほ

銀行

代表

取締役

藤

原

弘

治

東京 都千代田区大手町 工 目五番五 号

株式 会社三井住 友銀行 表 取締役 髙島 誠

東京 都千 代 田 区 丸  $\mathcal{O}$ 内 目 番二号 外 計 九 者

#### ハ 変更年月

平成二十 九 年 兀 月 日 外

= 届出 年月

平成二十 九 年五 月 八 日

#### \_ 縦覧 期間

成二十 九 年 五 月二十三日 か ら平成二十 九 年 九 月二十三日まで

#### $\equiv$ 縦覧場所

埼玉 県産業労働部商業 • サ ビ ス産業支援課

四 意見書の提出

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗 の周辺 県に

イ 意見書提出期間

平成二十九年五月二十三日 カゝ ら平成二十九年九月二十三日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 埼玉県告示第六百三十六号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量 さいたま新産業拠点 (SKIPシティ) A1街区維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県産業技術総合センター企画・総務室管理担当 埼玉県川口市上青木3丁 目12番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額 342,360,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1 項第1号に該当

# 埼玉県告示第六百三十七号

り、 同表の下欄に掲げる期間委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定によ 次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清

司

場に限る。)	車場以外の駐車 代表取締役	駐車場(指定駐ョン	総合センターの 株式会社デ	埼玉県産業技術 川口市上青	施設の名称  受託者の住所、
	社長 松岡 進		会社デジタルスキップステーシ	市上青木三丁目十二番六十三号	所、名称及び代表者氏名
		十一日まで	から平成三十年三月三	平成二十九年四月一日	委託期間

# 埼玉県告示第六百三十八号

二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規十八日終了した旨測量計画機関である松伏町から通知を受けたので、測量法(昭和平成二十八年埼玉県告示第四百三号で公示した公共測量は、平成二十九年四月二 定により公示する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 埼玉県告示第六百三十九号

三月十七日終了した旨測量計画機関である上尾市から通知を受けたので、測量法(昭平成二十八年埼玉県告示第千四百二十四号で公示した公共測量は、平成二十九年 規定により公示する。 和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県告示第六百四十号

ので、同条第二項の規定により公告する。 桶川市坂田西特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があった 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

町 田 英 世 埼玉県桶川市大字坂田二十五番地

# 埼玉県告示第六百四十一号

ったので、同条第二項の規定により公告する。 桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

長 島 榮 埼玉県桶川市大字上日出谷四百五十七番地

# 埼玉県告示第六百四十二号

り、 より告示する。 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)第六条第一項の規定によ 埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、 同条第三項の規定に

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

東洋ビーネット株式会社

東京都中央区京橋二丁目二番一号

指定年月日

平成二十九年五月十九日

# 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号告 一宗

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所におい その関係図面は、 平成二十九年五月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路 て一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

さい	路
さいたま幸手線	線
手 線	名
する部分に限ります。) 中地先まで(ただし、関係図面に表示地先から同郡同町和戸二丁目二四五番 南埼玉郡宮代町和戸二丁目二四六番一	供用開始の区間
平成二十九年五月二十三日	供用開始の期日
延長 三六・六五メートル で成二十五年十月二十九日付け埼玉県杉平成二十五年十月二十九日付け埼玉県杉	備考

# 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号告 一示

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

その関係図面は、 平成二十九年五月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所におい て一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

	路
春日初	时
日部久喜線	線
線	名
四 地 南番 先 埼	
十か玉五の野	供
十五地先まれた日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	用
十五地先までから同郡同町	開
大戸字	始
大字和戸字本	0)
字二本四	区
町大字和戸字本郷六六和戸二丁目二四五番一	間
六 一	
平	供
成二十九年五月二十三日	用
九	開
五	始
<u> </u>	0)
	期
Н	日
延長 七六・七五メートル で成二十五年十月二十九日付け埼玉県杉平成二十五年十月二十九日付け埼玉県杉	備考

# 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 の開 発

行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 高 橋 浩 行

一許可番号

平成二十九年五月八日

指令川建セ第二八〇〇三一一号

二 検査済証番号

平成二十九年五月十八日

川建セ第二九〇〇〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川 町月の輪七丁目一番八、 (工区二)

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兀

埼玉県比企郡滑川町月の輪七丁目一番地八

髙坂 宏

# 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

許可番号

平成二十九年一月二十日

指令越建セ第二八〇〇二〇〇号

一検査済証番号

平成二十九年五月十八日

越建セ第七四――号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目九百十五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田三丁目五番九号

吉岡 勇一郎